

鳥取県司法書士会 無料電話相談



※令和7年5月1日から下記の相談テーマ・相談日時に変わります。

- ※相談時間は1回20分以内です。相談されたいテーマの電話番号にお掛けください。
- ※相談料は無料です。県内どこからおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。
- ※祝日、夏季・年末年始休暇、その他当会事務局の休業日はお休みさせていただきます。
- ■相続・登記・遺言に関する相談

TEL (0857) 27-4165 又は (0857) 27-4166

※どちらの番号にお掛けいただいても相談可能です。

相談日時:月曜日~金曜日 午後1時~午後3時

■裁判手続き・債務整理・一般民事に関する相談

TEL (0857) 27-4168

相談日時: 火曜日、水曜日 午後1時~午後3時

■成年後見・高齢者、障がい者の財産管理に関する相談

TEL (0857) 27-4160

相談日時:木曜日、金曜日 午後1時~午後3時



《主催:鳥取県司法書士会 160857-24-7013》

【R7.5版】